

## 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業 災害補償関係業務に関する業務方法書の一部変更（案）について

### 1. 趣旨

第193回国会において、「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）」が成立し、平成31年から、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る農業経営収入保険事業が実施されることとなった。

独立行政法人農林漁業信用基金は、当該事業の実施主体である全国を区域とする農業共済組合連合会の保険金の支払等に必要な資金が不足する場合の貸付業務等を行うこととなることから、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書について所要の変更を行うものである。

### 2. 変更内容

新旧対照表のとおり。

### 3. 施行日

平成30年4月1日から施行。

（参考）

1. 「農業災害補償法」は「農業保険法」に改称。平成30年4月1日から施行。
2. 同法において、「農業災害補償関係業務」は「農業保険関係業務」に、「農業災害補償関係勘定」は「農業保険関係勘定」に、それぞれ改称。